|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 労働環境確認報告書（工事）  別記様式（第３条関係）（その１）  （表）  　　　年　　月　　日  （宛先）  あま市長  　　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　 地  　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称  　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　担当者・連絡先  　あま市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱第３条第１項の規定に基づき  下記のとおり提出します。  記   |  |  | | --- | --- | | 工事名 |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | 項　　目 | 回答 | | 労働条件 | ①労働契約又は雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。 |  | | ②就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 |  | | ③法定労働時間（１日８時間以内かつ１週４０時間以内）を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合は、時間外・休日労働協定（３６協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。 |  | | ④法定の年次有給休暇を付与していますか。 |  | | ⑤労働者名簿、賃金台帳、出勤簿及び年次有給休暇管理簿を整備していますか。 |  | | ⑥労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っていますか。 |  | | 安全衛生 | ⑦法令に基づき安全衛生管理体制（安全管理者の専任等）を整備していますか。 |  | | ⑧事故報告書等の記録を行うなど、業務災害への対策状況は適正ですか。 |  | | ⑨雇入時及びその後１年に１回、定期的に健康診断を行っていますか。 |  | | 賃　　金 | ⑩賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月１回以上、一定の期日に支払っていますか（口座振込を含む。）。 |  | | ⑪時間外労働、休日労働等の割増賃金を法令に基づいて支払っていますか。 |  | | ⑫本契約における工事に主として従事する労働者（下請負者を含む。）の最低労働賃金単価はいくらですか。また、その職種を記入してください。  １日当たり　　　　　　　　円　　　職種　： | |   「回答」欄には、はいの場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当しない場合は「－」を記入  してください。 | |
| （裏）  備考  １　最低労働賃金単価の調査対象とする労働者の範囲は、本契約における工事に主として従事  する労働者（当該工事に係る下請負者を含む。）であって、公共工事設計労務単価で区分され  る５１業種に該当する労働者（現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員等は除く。）  とします。  ２　１日当たりの労働賃金単価は、所定労働時間内８時間当たりの基本給相当額及び基準内手当  （当該職種の通常の作業内容及び作業条件の労働に対する手当）並びに所定労働日数１日当た  りの臨時の給与（賞与等）及び実物給与（食事の支給等）の合計額を記入してください。  ※基準内手当とは、家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、  現場手当、技能手当等をいいます。  対象となる５１職種   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職　　　　　種 | | | | 特殊作業員  普通作業員  軽作業員  造園工  法面工  とび工  石工  ブロック工  電工  鉄筋工  鉄骨工  塗装工  溶接工  運転手（特殊）  運転手（一般）  潜かん工  潜かん世話役 | さく岩工  トンネル特殊工  トンネル作業員  トンネル世話役  橋りょう特殊工  橋りょう塗装工  橋りょう世話役  土木一般世話役  高級船員  普通船員  潜水士  潜水連絡員  潜水送気員  山林砂防工  軌道工  型わく工  大工 | 左官  配管工  はつり工  防水工  板金工  タイル工  サッシ工  屋根ふき工  内装工  ガラス工  建具工  ダクト工  保温工  建築ブロック工  設備機械工  交通誘導警備員Ａ  交通誘導警備員Ｂ |   ※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。 |